

「盛土規制法の手引」 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

頁	現行	改定案	備考																																																																																				
制度編 -5	(4) 公共施設用地 (法第2条第1号、政令第2条及び省令第1条) ※ 公共の用に供する施設に該当しない建築物その他の工作物の敷地として占有する場合は、公共施設用地としては取り扱いません。	(4) 公共施設用地 (法第2条第1号、政令第2条及び省令第1条) ※ 公共の用に供する施設に該当しない建築物その他の工作物の敷地、 <u>農地、採草放牧地又は森林</u> として占有する場合は、公共施設用地としては取り扱いません。	運用の明確化																																																																																				
制度編 -14	制度編第2章1(25) 盛土・切土 「盛土」又は「切土」とは、 <u>土砂又は岩石</u> を盛土又は切土することをいい、政令第3条各号に掲げる(土地の形質の変更に該当する)盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。	制度編第2章1(25) 盛土・切土 「盛土」又は「切土」とは、 <u>土砂又は岩石その他の材料</u> を盛土又は切土すること (<u>アスファルト合材による舗装、コンクリート又はモルタルによる舗装、土間コンクリート等の部分を除く。</u>)をいい、政令第3条各号に掲げる(土地の形質の変更に該当する)盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。 <u>(施行期日) この基準は、令和8年10月1日から適用する。</u>	盛土・切土の定義の明確化の為。																																																																																				
手続編 -6	(1) 申請・相談等の内容ごとの窓口 (略) ※1 排水施設についての技術的基準は、工事施行区域の面積に応じて、下水道河川局管路保全課又は各土木事務所にて審査・検査を行います。ただし、排水施設についての技術的基準のうち、雨水その他の地表水を集水する排水施設(U型側溝等)、沈砂池及び盛土又は切土した地盤内の排水施設(暗渠管等)の技術的基準については、建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当にて審査・検査を行います。 ※2 工事施行者の工事施行能力について、工事施行者が申請に係る工事の施行に必要な建設業法に基づく免許を受けているか審査するため、建築局宅地審査課指導担当(市街化区域の場合)又は同局調整区域課指導担当(市街化調整区域の場合)にて申請に係る工事内容の種別の確認を行います。	(1) 申請・相談等の内容ごとの窓口 (略) ※1 排水施設についての技術的基準は、工事施行区域の面積及び <u>帰属等の手続きの有無</u> に応じて、下水道河川局管路保全課又は各土木事務所にて審査・検査を行います。ただし、排水施設についての技術的基準のうち、雨水その他の地表水を集水する排水施設(U型側溝等)、沈砂池及び盛土又は切土した地盤内の排水施設(暗渠管等)の技術的基準については、建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当にて審査・検査を行います。 ※2 工事施行者の工事施行能力について、工事施行者が申請に係る工事の施行に必要な建設業法に基づく免許を受けているか審査するため、建築局宅地審査課指導担当(市街化区域の場合)又は同局調整区域課指導担当(市街化調整区域の場合)にて申請に係る工事内容の種別の確認を行います。 <u>※3 工事施行区域の面積が1,000㎡未満であっても、宅地造成又は特定盛土等に関する工事と同時に下水道施設の帰属、払下げ又は区分地上権設定の手続きの必要がある場合は下水道河川局管路保全課にて審査・検査を行います。</u>	運用の明確化 運用の明確化																																																																																				
手続編 -8	(4) 関係法令及び条例一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>関係局課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法(開発行為の許可)</td> <td>建築局 宅地審査課</td> </tr> <tr> <td>横浜市開発事業等の調整等に関する条例</td> <td>調整区域課</td> </tr> <tr> <td>建築基準法(道路位置指定を除く)</td> <td>建築局 建築指導課</td> </tr> <tr> <td>横浜市建築基準条例</td> <td>建築局 建築指導課</td> </tr> <tr> <td>横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例</td> <td>建築局 情報相談課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>神奈川県 横浜川崎治水事務所</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>神奈川県 横浜川崎治水事務所</td> </tr> <tr> <td>道路法</td> <td>道路局 維持課、路政課、道路調査課</td> </tr> <tr> <td>下水道法</td> <td>下水道河川局 管路保全課</td> </tr> <tr> <td>河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)</td> <td>下水道河川局 河川流域管理課</td> </tr> <tr> <td>消防法</td> <td>消防局 警防課</td> </tr> <tr> <td>生産緑地法</td> <td>みどり環境局 農政推進課</td> </tr> <tr> <td>首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課</td> </tr> <tr> <td>農地法</td> <td>みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>農業振興地域の整備に関する法律</td> <td>みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所</td> </tr> <tr> <td>墓地・埋葬等に関する法律</td> <td>健康福祉局 生活衛生課</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法、横浜市文化財保護条例</td> <td>教育委員会事務局生涯学習文化財課</td> </tr> <tr> <td>横浜市風致地区条例</td> <td>建築局 建築企画課</td> </tr> <tr> <td>緑の環境をつくり育てる条例</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課</td> </tr> <tr> <td>横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例</td> <td>みどり環境局 戦略企画課</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	関係局課	都市計画法(開発行為の許可)	建築局 宅地審査課	横浜市開発事業等の調整等に関する条例	調整区域課	建築基準法(道路位置指定を除く)	建築局 建築指導課	横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所	道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課	下水道法	下水道河川局 管路保全課	河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)	下水道河川局 河川流域管理課	消防法	消防局 警防課	生産緑地法	みどり環境局 農政推進課	首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課	農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局	農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所	墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課	文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課	横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課	緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課	(4) 関係法令及び条例一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>関係局課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法(開発行為の許可)</td> <td>建築局 宅地審査課</td> </tr> <tr> <td>横浜市開発事業等の調整等に関する条例</td> <td>調整区域課</td> </tr> <tr> <td>建築基準法(道路位置指定を除く)</td> <td>建築局 建築指導課</td> </tr> <tr> <td>横浜市建築基準条例</td> <td>建築局 建築指導課</td> </tr> <tr> <td>横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例</td> <td>建築局 情報相談課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>神奈川県 横浜川崎治水事務所</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>神奈川県 横浜川崎治水事務所</td> </tr> <tr> <td>道路法</td> <td>道路局 維持課、路政課、道路調査課</td> </tr> <tr> <td>下水道法、<u>横浜市下水道条例</u></td> <td>下水道河川局 管路保全課</td> </tr> <tr> <td>河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)</td> <td>下水道河川局 河川流域管理課</td> </tr> <tr> <td>消防法</td> <td>消防局 警防課</td> </tr> <tr> <td>生産緑地法</td> <td>みどり環境局 農政推進課</td> </tr> <tr> <td>首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課</td> </tr> <tr> <td>農地法</td> <td>みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>農業振興地域の整備に関する法律</td> <td>みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所</td> </tr> <tr> <td>墓地・埋葬等に関する法律</td> <td>健康福祉局 生活衛生課</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法、横浜市文化財保護条例</td> <td>教育委員会事務局生涯学習文化財課</td> </tr> <tr> <td>横浜市風致地区条例</td> <td>建築局 建築企画課</td> </tr> <tr> <td>緑の環境をつくり育てる条例</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課</td> </tr> <tr> <td>横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例</td> <td>みどり環境局 戦略企画課</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	関係局課	都市計画法(開発行為の許可)	建築局 宅地審査課	横浜市開発事業等の調整等に関する条例	調整区域課	建築基準法(道路位置指定を除く)	建築局 建築指導課	横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所	道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課	下水道法、 <u>横浜市下水道条例</u>	下水道河川局 管路保全課	河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)	下水道河川局 河川流域管理課	消防法	消防局 警防課	生産緑地法	みどり環境局 農政推進課	首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課	農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局	農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所	墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課	文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課	横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課	緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課	文言の整理
法令名	関係局課																																																																																						
都市計画法(開発行為の許可)	建築局 宅地審査課																																																																																						
横浜市開発事業等の調整等に関する条例	調整区域課																																																																																						
建築基準法(道路位置指定を除く)	建築局 建築指導課																																																																																						
横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課																																																																																						
横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課																																																																																						
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所																																																																																						
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所																																																																																						
道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課																																																																																						
下水道法	下水道河川局 管路保全課																																																																																						
河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)	下水道河川局 河川流域管理課																																																																																						
消防法	消防局 警防課																																																																																						
生産緑地法	みどり環境局 農政推進課																																																																																						
首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課																																																																																						
農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局																																																																																						
農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所																																																																																						
墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課																																																																																						
文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課																																																																																						
横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課																																																																																						
緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課																																																																																						
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課																																																																																						
法令名	関係局課																																																																																						
都市計画法(開発行為の許可)	建築局 宅地審査課																																																																																						
横浜市開発事業等の調整等に関する条例	調整区域課																																																																																						
建築基準法(道路位置指定を除く)	建築局 建築指導課																																																																																						
横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課																																																																																						
横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課																																																																																						
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所																																																																																						
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所																																																																																						
道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課																																																																																						
下水道法、 <u>横浜市下水道条例</u>	下水道河川局 管路保全課																																																																																						
河川法、横浜市下水道条例(水路に限る。)	下水道河川局 河川流域管理課																																																																																						
消防法	消防局 警防課																																																																																						
生産緑地法	みどり環境局 農政推進課																																																																																						
首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課																																																																																						
農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局																																																																																						
農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所																																																																																						
墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課																																																																																						
文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課																																																																																						
横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課																																																																																						
緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課																																																																																						
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課																																																																																						
手続編 -20	手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)(審査基準) ※ 次の表の証明書類等は、原本(申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの)に限ります。	手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合)(審査基準) ※ 次の表の証明書類等は、原本(申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの)に限ります。 <u>なお、施行同意証明書の誤字等、証明書類等の記載事項に修正を要する場合には、当該証明書類等の作成主体による訂正印が必要です。</u>	施行同意証明書の修正方法の明示																																																																																				

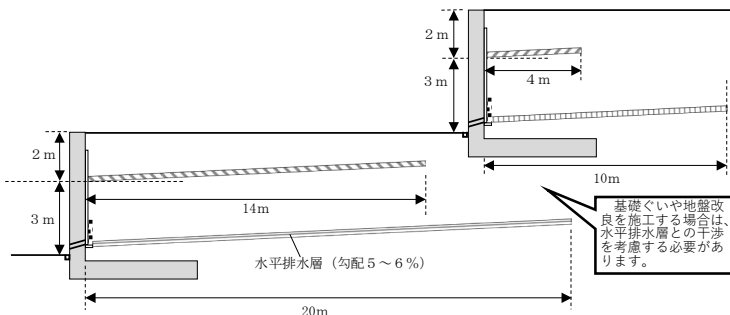
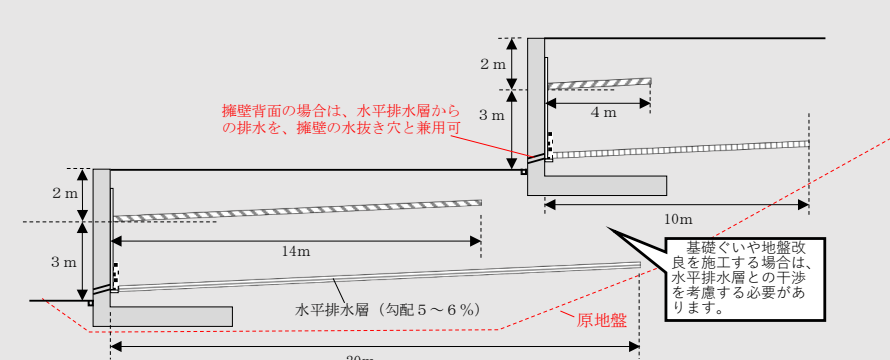
頁	現行	改定案	備考																
手続編 -21	<p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="186 216 246 667"> 工事主の資力及び信用 </td> <td data-bbox="246 216 305 667"> 1～9（略） </td> <td data-bbox="305 216 765 667"> 10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し </td> <td data-bbox="765 216 1406 667"> <ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。<u>ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。</u> 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 667 246 1948"> 13 その他市長が必要と認める書類 </td> <td data-bbox="246 667 305 1948"> 11・12（略） </td> <td data-bbox="305 667 765 1948"> 13 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書 </td> <td data-bbox="765 667 1406 1948"> <ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。（略） </td> </tr> </table>	工事主の資力及び信用	1～9（略）	10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。<u>ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。</u> 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 	13 その他市長が必要と認める書類	11・12（略）	13 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。（略） 	<p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1406 216 1466 772"> 工事主の資力及び信用 </td> <td data-bbox="1466 216 1525 772"> 1～12（略） </td> <td data-bbox="1525 216 1991 772"> 10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し </td> <td data-bbox="1991 216 2644 772"> <ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 <u>その他、手続編第2章3(2)「工事主の資力及び信用に係る申請書の添付書類の取扱い」も参照してください。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 772 1466 1948"> 13 その他市長が必要と認める書類 </td> <td data-bbox="1466 772 1525 1948"> 13 </td> <td data-bbox="1525 772 1991 1948"> 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書 </td> <td data-bbox="1991 772 2644 1948"> <ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u>（略） </td> </tr> </table>	工事主の資力及び信用	1～12（略）	10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 <u>その他、手続編第2章3(2)「工事主の資力及び信用に係る申請書の添付書類の取扱い」も参照してください。</u> 	13 その他市長が必要と認める書類	13	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u>（略） 	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>運用の明確化</p> <p>運用の明確化</p>
工事主の資力及び信用	1～9（略）	10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。<u>ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。</u> 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 																
13 その他市長が必要と認める書類	11・12（略）	13 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。（略） 																
工事主の資力及び信用	1～12（略）	10 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。 <u>その他、手続編第2章3(2)「工事主の資力及び信用に係る申請書の添付書類の取扱い」も参照してください。</u> 																
13 その他市長が必要と認める書類	13	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 金融機関等が発行する工事主への融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u>（略） 																

頁	現行	改定案	備考																
	<p>14 (略)</p> <p>15 <u>工事施行者の法人の登記事項証明書</u></p> <p>16 <u>建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明(確認)書の原本</u></p> <p>17 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</p> <p>(略) 18 (略)</p> <p>41</p>	<p>14 (略)</p> <p>15 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</p> <p>・原則として「土木工事業」の許可を受けている必要があります。</p> <p>・更新等により、最新の情報が未反映の場合には、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明(確認)書の原本の提出が必要です。</p> <p>(略) 16 (略)</p> <p>39</p>	<p>手続の効率化</p>																
手続編 -39	<p>(5) 許可の公表(法第12条第4項、省令第9条及び省令第10条)</p> <p>また、よこはま建築情報センター(市庁舎2階)では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、一般に次の情報提供を行います。</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(法第17条第2項の検査済証が交付されたものに限る。)に係る造成計画平面図の閲覧</p> <p><u>イ 土石の堆積に関する工事(法の許可を受けたもの(法第15条第1項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含む。)に限る。)に係る土石の堆積計画平面図の閲覧</u></p> <p><u>ウ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の法の許可又は法第15条第1項の協議の手続に係る台帳記載証明書の交付</u></p> <p>※ <u>ア及びイ</u>の写しが必要な場合は、実費の負担が必要です。また、<u>ウ</u>の台帳記載証明書の発行には、手数料が必要です。</p>	<p>(5) 許可の公表(法第12条第4項、省令第9条及び省令第10条)</p> <p>また、よこはま建築情報センター(市庁舎2階)では、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、一般に次の情報提供を行います。</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(法第17条第2項の検査済証が交付されたものに限る。)に係る造成計画平面図の閲覧</p> <p><u>イ</u> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の法の許可又は法第15条第1項の協議の手続に係る台帳記載証明書の交付</p> <p>※ <u>ア</u>の写しが必要な場合は、実費の負担が必要です。また、<u>イ</u>の台帳記載証明書の発行には、手数料が必要です。</p>	<p>文言の整理</p>																
手続編 -50	<p>16 工事の計画等の変更する事項に応じた手続等</p> <p>表：変更する事項に応じた手続等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更する事項又は内容</th> <th>必要な手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工事施行者</td> <td>氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>設計者</u>自体の変更 (第17項を参照してください。)</td> </tr> </tbody> </table>	変更する事項又は内容	必要な手続等	(略)	(略)	工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)		<u>設計者</u> 自体の変更 (第17項を参照してください。)	<p>16 工事の計画等の変更する事項に応じた手続等</p> <p>表：変更する事項に応じた手続等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更する事項又は内容</th> <th>必要な手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工事施行者</td> <td>氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>工事施行者</u>自体の変更 (第17項を参照してください。)</td> </tr> </tbody> </table>	変更する事項又は内容	必要な手続等	(略)	(略)	工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)		<u>工事施行者</u> 自体の変更 (第17項を参照してください。)	<p>誤記の修正</p>
変更する事項又は内容	必要な手続等																		
(略)	(略)																		
工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)																		
	<u>設計者</u> 自体の変更 (第17項を参照してください。)																		
変更する事項又は内容	必要な手続等																		
(略)	(略)																		
工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更 (第18項を参照してください。)																		
	<u>工事施行者</u> 自体の変更 (第17項を参照してください。)																		

頁	現行	改定案	備 考
手続編 -73～ 74	<p>(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い（審査基準）</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第2号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。</p> <p>ア 工事主が（略）</p> <p>イ 工事主が、アの資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。</p> <p>(ア) 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書（成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合）</p> <p>※ 自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。</p> <p>(イ) 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの（借入金で申請に係る工事を施行する場合。）</p> <p>a 申請に係る工事の資金であること</p> <p>b 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番</p> <p>c 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）</p> <p>(ウ) 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書（借入金で申請に係る工事を施行する場合であって、融資元が金融機関でないとき。）</p> <p>(エ) 工事主が法人の場合にあつては、ウの納税証明書（その1）に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）。ただし、成立1年未満の法人の場合にあつては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料。</p> <p>ウ 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。（略）</p> <p>エ 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。（略）</p>	<p>(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い（審査基準）</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第2号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。</p> <p>ア <u>資力</u></p> <p>(ア) 工事主が（略）</p> <p>(イ) 工事主が、(ア)の資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。</p> <p>a 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書（成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合）</p> <p>※ 自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。</p> <p>b 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの（借入金で申請に係る工事を施行する場合。）</p> <p>(a) 申請に係る工事の資金であること</p> <p>(b) 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番</p> <p>(c) 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）</p> <p>c 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書（借入金で申請に係る工事を施行する場合であって、融資元が金融機関でないとき。）</p> <p>イ <u>信用</u></p> <p>(イ) 工事主が法人の場合にあつては、<u>事業活動の実態を有することが、次に掲げる書類により確認できること。</u></p> <p>a <u>法人の登記事項証明書</u></p> <p>b <u>役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し</u></p> <p>c (イ)の納税証明書（その1）に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）</p> <p>※ 成立1年未満の法人の場合にあつては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料とします。</p> <p>(ウ) 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。（略）</p> <p>(エ) 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。（略）</p>	運用の整理

頁	現行	改定案	備考																																													
手続編 -75	<p>イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号口、同条第2項第5号及び同項第6号口）</p> <p>住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しと取り扱います。</p> <p><u>ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。</u></p> <p>※ 市細則第11条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。</p> <p><u>※ 申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要です</u></p>	<p>イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号口、同条第2項第5号及び同項第6号口）</p> <p>住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しと<u>し、これにより、工事主（法人の場合は前記アの役員）の氏名、住所及び生年月日を証することができるものとします。</u></p> <p><u>ただし、工事主が個人の場合、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。</u></p> <p><u>なお、例外として、次の場合には、当該書類を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱うことができます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法人の印鑑証明書及び登記事項証明書（工事主が法人の場合のみ）</u> <u>法人の印鑑証明書と登記事項証明書の「会社法人等番号」が同一であり、かつ、許可申請書の「工事主」欄に記載された役員が当該法人の印鑑証明書と登記事項証明書のいずれにも明記され、登記事項証明書に当該役員個人の住所が明記されている場合。</u> <u>なお、法人の登記事項証明書は、当該法人の代表者事項証明書で代えることもできます。</u> <p>※ 市細則第11条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。</p> <p><u>※ 法人の登記事項証明書等について、代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合には、当該役員個人の住所は表示されません。この場合には、当該役員個人の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要です。</u></p> <p><u>※ 申請者が個人の場合で、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものを添付することとします。</u></p>	運用の効率化のため																																													
手続編 -77	<p>表：工事の種類と建設業法の建設業の種類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）</p> <table border="1" data-bbox="192 1045 1181 1581"> <thead> <tr> <th>工事の内容</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td rowspan="10">土木工事業 又は とび・土工工事業</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設に係る工事</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> </tr> <tr> <td>杭工事</td> </tr> <tr> <td>盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水工</td> </tr> <tr> <td>基盤排水層・水平排水層に係る工事</td> </tr> <tr> <td>のり面保護工</td> </tr> <tr> <td>排水施設に係る工事</td> <td rowspan="2">土木工事業 又は 石工事業</td> </tr> <tr> <td>間知石練積み造擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事</td> <td rowspan="3">土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業</td> </tr> <tr> <td><u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u></td> </tr> <tr> <td>地下車庫の建築工事</td> </tr> <tr> <td>崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事</td> <td>建築工事業</td> </tr> </tbody> </table>	工事の内容	建設業の種類	鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業	無筋コンクリート造の擁壁に係る工事	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事	崖面崩壊防止施設に係る工事	地盤改良工事	杭工事	盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）	暗渠排水工	基盤排水層・水平排水層に係る工事	のり面保護工	排水施設に係る工事	土木工事業 又は 石工事業	間知石練積み造擁壁に係る工事	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業	<u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u>	地下車庫の建築工事	崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業	<p>表：工事の種類と建設業法の建設業の種類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）</p> <table border="1" data-bbox="1427 1045 2415 1591"> <thead> <tr> <th>工事の内容</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td rowspan="10">土木工事業 又は とび・土工工事業</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設に係る工事</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> </tr> <tr> <td>杭工事</td> </tr> <tr> <td>盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水工</td> </tr> <tr> <td>基盤排水層・水平排水層に係る工事</td> </tr> <tr> <td>のり面保護工</td> </tr> <tr> <td>排水施設に係る工事</td> <td rowspan="2">土木工事業 又は 石工事業</td> </tr> <tr> <td>間知石練積み造擁壁に係る工事</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事</td> <td rowspan="3">土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業</td> </tr> <tr> <td>地下車庫の建築工事</td> </tr> <tr> <td>崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事</td> <td>建築工事業</td> </tr> <tr> <td><u>道路工事</u></td> <td><u>土木工事業又は舗装工事業</u></td> </tr> </tbody> </table>	工事の内容	建設業の種類	鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業	無筋コンクリート造の擁壁に係る工事	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事	崖面崩壊防止施設に係る工事	地盤改良工事	杭工事	盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）	暗渠排水工	基盤排水層・水平排水層に係る工事	のり面保護工	排水施設に係る工事	土木工事業 又は 石工事業	間知石練積み造擁壁に係る工事	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業	地下車庫の建築工事	崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業	<u>道路工事</u>	<u>土木工事業又は舗装工事業</u>	<p>補強コンクリートブロック造擁壁は、技術的基準に基づいた審査の対象とならないため削除。</p> <p>道路工事を行う場合に必要な建設業許可の種類を追加。</p>
工事の内容	建設業の種類																																															
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業																																															
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事																																																
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事																																																
崖面崩壊防止施設に係る工事																																																
地盤改良工事																																																
杭工事																																																
盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）																																																
暗渠排水工																																																
基盤排水層・水平排水層に係る工事																																																
のり面保護工																																																
排水施設に係る工事	土木工事業 又は 石工事業																																															
間知石練積み造擁壁に係る工事																																																
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業																																															
<u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u>																																																
地下車庫の建築工事																																																
崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業																																															
工事の内容	建設業の種類																																															
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業																																															
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事																																																
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事																																																
崖面崩壊防止施設に係る工事																																																
地盤改良工事																																																
杭工事																																																
盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）																																																
暗渠排水工																																																
基盤排水層・水平排水層に係る工事																																																
のり面保護工																																																
排水施設に係る工事	土木工事業 又は 石工事業																																															
間知石練積み造擁壁に係る工事																																																
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は 建築工事業																																															
地下車庫の建築工事																																																
崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事		建築工事業																																														
<u>道路工事</u>	<u>土木工事業又は舗装工事業</u>																																															

頁	現行	改定案	備考
手続編 -77	<p>手続編第2章4(1)イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。</p> <p>※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における<u>盛土及び切土をした土地</u>の面積が、申請に係る<u>盛土及び切土をする土地</u>の面積と同程度以上であることをいいます。</p>	<p>手続編第2章4(1)イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。</p> <p>※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における<u>区域面積</u>が、申請に係る<u>区域面積</u>と同程度以上であることをいいます。</p>	手続の効率化のため
手続編 -79	<p>ア 建設業の許可を証する書類の取扱い</p> <p>市細則第11条第8項第5号並びに同条第10項第5号に規定する「建設業の許可を証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。</p> <p><u>(ア) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明(確認)書の原本</u></p> <p>※ 前号アのとおり、原則として「土木工事業」の許可に係るものを提出してください。</p> <p><u>(イ) 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u></p> <p>※ 上記(ア)の建設業許可証明(確認)書の原本を提出している場合は、提出は不要です。</p> <p>※ <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムのWEBアドレス</u> https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/</p>	<p>ア 建設業の許可を証する書類の取扱い</p> <p>市細則第11条第8項第5号並びに同条第10項第5号に規定する「建設業の許可を証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。</p> <p>・ <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u></p> <p>※ <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムのWEBアドレス</u> https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/</p> <p>※ <u>原則として「土木工事業」の許可を受けている必要があります。</u></p>	手続の効率化のため
手続編 -80	<p>手続編第2章5(1)同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施行区域内の土地について、所有権、地上権、永小作権、地役権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。</p>	<p>手続編第2章5(1)同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施行区域内の土地について、所有権、地上権、地役権、永小作権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。</p> <p><u>また、盛土規制法の場合、抵当権、根抵当権等については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。</u></p>	運用の明確化
設計編 -20	<p>設計編第2章第2節4 盛土の排水施設等</p> <p>【解説】</p> <p>(2) 水平排水層</p> <p>盛土の安定並びに盛土のり面の侵食及び表層滑りを防止し、盛土内の含水比を低下させるため、盛土の高さが5メートルを超える場合は、一定の高さごとに水平排水層を設置しなければなりません。(盛土を擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により盛土を覆う場合であっても、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留を含まない滑り面による安全性を向上させるため、水平排水層の設置が必要です。)</p> <p>(略)</p>	<p>設計編第2章第2節4 盛土の排水施設等</p> <p>【解説】</p> <p>(2) 水平排水層</p> <p>盛土の安定並びに盛土のり面の侵食及び表層滑りを防止し、盛土内の含水比を低下させるため、盛土の高さが5メートルを超える場合は、一定の高さごとに水平排水層を<u>面的に</u>設置しなければなりません。(盛土を擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により盛土を覆う場合であっても、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留を含まない滑り面による安全性を向上させるため、水平排水層の設置が必要です。)</p> <p><u>なお、一連の盛土の中間部分の擁壁等で盛土が上下に分断される場合は、それぞれの盛土の高さで水平排水層の設置要否を判断します。</u></p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1676 1596 2359 1911" data-label="Image"> </div>	運用の明確化 運用の明確化 イメージ図の追加

頁	現行	改定案	備考
	 <p>盛土覆う擁壁の場合（関東ローム等の保水性の高い土質の場合）の例 図：水平排水層の設置例</p>	 <p>盛土覆う擁壁の場合（関東ローム等の保水性の高い土質の場合）の例 図：水平排水層の設置例</p>	運用の明確化
設計編 -36	<p>設計編第2章第3節4 排水施設の勾配及び断面積</p> <p>(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。 I：流達時間内の降雨強度 (mm/hr) t：流達時間 (min) $t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$ t_e：流入時間 (5分) L_i：管渠又は開渠の延長 (m) V_i：設計流速 (m/sec)</p>	<p>設計編第2章第3節4 排水施設の勾配及び断面積</p> <p>(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。 I：流達時間内の降雨強度 (mm/hr) t：流達時間 (min) $t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$ t_e：流入時間 (5分) L_i：管渠又は開渠の延長 (m) V_i：設計流速 (m/sec) <u>なお、排水面積1,500㎡未満の流達時間(t)は原則5分とする。</u></p>	運用の明確化
設計編 -36	<p>設計編第2章第3節5 地表水の流末処理</p> <p>なお、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定等により雨水浸透施設を設置した場合であっても、この規定を適用し、流末を浸透のみとすることはできません。 <u>また、その放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と処理容量について協議しなければなりません。</u></p>	<p>設計編第2章第3節5 地表水の流末処理</p> <p>なお、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定等により雨水浸透施設を設置した場合であっても、この規定を適用し、流末を浸透のみとすることはできません。 放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と<u>接続</u>について協議しなければなりません。</p>	文言の整理
設計編 -40	<p>5 擁壁の水抜き穴及び透水層</p> <p>【解説】 (2) 透水層は、擁壁の地上部分の背面全面に設けることとします。透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。 「砂利等」を透水層とする場合は、背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、厚さを300mm以上確保することとします。透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、クラッシュラン又は粒度調整碎石によることとし、<u>再生材は使用できません。</u></p>	<p>5 擁壁の水抜き穴及び透水層</p> <p>【解説】 (2) 透水層は、擁壁の地上部分の背面全面に設けることとします。透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。 「砂利等」を透水層とする場合は、背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、厚さを300mm以上確保することとします。透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、クラッシュラン又は粒度調整碎石によることとし<u>ます。</u> <u>なお、再生材は水と反応して固化し、目詰まりを起こすおそれがあるため使用できません。</u></p>	運用の明確化
設計編 -43	<p>7 擁壁の基礎及び地盤改良等</p> <p>【解説】 (2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、碎石等を敷設し、十分に転圧し、その後に捨てコンクリートを敷設することとします。 なお、コンクリート破砕材等で構成される<u>再生クラッシュラン</u>であっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石 (RM-40等) であれば、使用してもよいこととします。</p>	<p>7 擁壁の基礎及び地盤改良等</p> <p>【解説】 (2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、碎石等を敷設し、十分に転圧し、その後に捨てコンクリートを敷設することとします。 なお、コンクリート破砕材等で構成される<u>再生材</u>であっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石 (RM-40等) であれば、使用してもよいこととします。</p>	文言の整理。
設計編 -48	<p>11 多段擁壁</p> <p>【審査基準】 上下に近接する擁壁の配置は、次の図によること。 (中略)</p>	<p>11 多段擁壁</p> <p>【審査基準】 上下に近接する擁壁の配置は、次の図によること。 (中略)</p>	

頁	現行	改定案	備考
	<div data-bbox="192 142 943 562" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="296 567 845 588">1 上部・下部擁壁を同時に新設又は下部擁壁のみを新設する場合</p> <p data-bbox="192 609 1394 861"> 【解説】 多段擁壁の関係になる場合、上下の擁壁が近接すると、上部擁壁の地盤反力及び水平力等による外力が下部擁壁の設計荷重に影響するおそれがあります。このような理由から、上図のとおり、上部擁壁と下部擁壁の離隔は十分に確保しなければなりません。 ※ 練積み造擁壁の場合は、一定の根入れ深さを考慮しています。これは、練積み造擁壁は、全面の土圧を考慮した構造であると考えられ、根入れ深さの部分には、前面の地盤に水平力が作用する可能性があるためです。 </p>	<div data-bbox="1439 142 2181 562" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1528 567 2092 588">1 上部・下部擁壁を同時に新設又は下部擁壁のみを新設する場合</p> <p data-bbox="1424 609 2626 861"> 【解説】 多段擁壁の関係になる場合、上下の擁壁が近接すると、上部擁壁の地盤反力及び水平力等による外力が下部擁壁の設計荷重に影響するおそれがあります。このような理由から、上図のとおり、上部擁壁と下部擁壁の離隔は十分に確保しなければなりません。 ※ 練積み造擁壁の場合は、一定の根入れ深さ(制度編第2章1(17)参照)を考慮しています。これは、練積み造擁壁は、前面の土圧を考慮した構造であると考えられ、根入れ深さの部分には、前面の地盤に水平力が作用する可能性があるためです。 </p>	<p data-bbox="2656 325 2760 357">文言の整理</p>
<p data-bbox="89 913 163 976">設計編 -75</p>	<p data-bbox="192 903 489 934">3 練積み造擁壁の使用材料</p> <p data-bbox="192 945 1394 1092"> 【解説】 (4) 練積み造擁壁の裏込め砕石は、単に透水層の役割を果たすだけでなく、胴込め及び裏込めコンクリートと一体となって、背面からの土圧を分散し、壁体全体の安全性を補う役割も担っています。そのため、再生材とすることはできません。 </p>	<p data-bbox="1424 903 1721 934">3 練積み造擁壁の使用材料</p> <p data-bbox="1424 945 2626 1071"> 【解説】 (4) 練積み造擁壁の裏込め砕石は、透水層の役割を果たすため、水と反応して固化し、目詰まりを起こすおそれがある、再生材を使用することはできません。 </p>	<p data-bbox="2656 987 2775 1018">運用の明確化</p>
<p data-bbox="89 1113 163 1176">設計編 -86</p>	<p data-bbox="192 1102 460 1134">3 のり面保護工の工法</p> <p data-bbox="192 1144 371 1176">【審査基準】 (略)</p> <p data-bbox="192 1186 1394 1575"> 【解説】 のり面保護工の選択にあたっては、のり面の勾配、土質、風化の影響、湧水の有無及び緑化の可否等を考慮しなければなりません。 植生が可能なのり面では、植生の被膜効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与するため、のり面緑化工の選定を基本とします。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定します。 なお、工法の選定にあたっては、「盛土等防災マニュアルの解説」の「盛土のり面におけるのり面保護工選定フロー」及び「切土のり面におけるのり面保護工選定フロー」等を参照してください。ただし、盛土のり面を表流する湧水が多い場合、豪雨等によりり面の下端に流水が生ずる可能性が高いなどの場合は、構造物によるのり面保護工を選定すうよう努めてください。 また、各工法の設計及び施工についても、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照することとします。 </p>	<p data-bbox="1424 1102 1691 1134">3 のり面保護工の工法</p> <p data-bbox="1424 1144 1602 1176">【審査基準】 (略)</p> <p data-bbox="1424 1186 2626 1575"> 【解説】 のり面保護工の選択にあたっては、のり面の勾配、土質、風化の影響、湧水の有無及び緑化の可否等を考慮しなければなりません。 植生が可能なのり面では、植生の被膜効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与するため、のり面緑化工の選定を基本とします。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定します。 なお、工法の選定にあたっては、「盛土等防災マニュアルの解説」の「盛土のり面におけるのり面保護工選定フロー」、「切土のり面におけるのり面保護工選定フロー」及び「のり面条件を基にした植生工の選定フロー(下図参照)」等を参照してください。ただし、盛土のり面を表流する湧水が多い場合、豪雨等によりり面の下端に流水が生ずる可能性が高いなどの場合は、構造物によるのり面保護工を選定すうよう努めてください。 また、各工法の設計及び施工についても、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照することとします。 </p>	<p data-bbox="2656 1428 2789 1459">参照図書の整理</p>

頁	現行					改定案					備考		
	型式		L型擁壁		逆L型擁壁	型式		L型擁壁		逆L型擁壁			
高さ/背面土		つま先あり	つま先なし			高さ/背面土		つま先あり	つま先なし				
	1 m	関東ローム	1 A	L1.0	逆L 1	1 m	関東ローム	1 A	L1.0	逆L 1	誤記の修正 誤記の修正		
	1.5m	関東ローム	—	L1.5※	—	1.5m	関東ローム	—	L1.5※	—			
	2 m	関東ローム	2 A	L2.0※	逆L 2	2 m	関東ローム	2 A	L2.0※	逆L 2			
		砂質土	2 C	—			砂質土	2 C	—				
	2.5m	関東ローム	—	L2.5※	—	2.5m	関東ローム	—	L2.5※	—			
	3 m	関東ローム	3 A, 3 B	L3.0※	逆L 3	3 m	関東ローム	3 A, 3 B	L3.0※	逆L 3			
		砂質土	3 C	—			砂質土	3 C	—				
	4 m	関東ローム	4 A, 4 B	—	—	4 m	関東ローム	4 A, 4 B	—	—			
		砂質土	4 C				砂質土	4 C					
	5 m	関東ローム	5 A	—	—	5 m	関東ローム	5 A	—	—			
		砂質土	5 C				砂質土	5 C					
	資料編 -90	(以下、第14号様式 第2面の抜粋)					(以下、第14号様式 第2面の抜粋)					面積の取扱いの変更に伴う修正	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 盛切土面積 (区域面積) </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 区域面積 </div>						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> m² (m²) </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> m² </div>						